

県南広域振興局長告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和6年3月5日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻和賀線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市大谷地6番4地先から7番1地先まで	新	A 17.8～15.1 m	m 71.2
花巻市大谷地5番1地先から730番9地先まで		B 91.0～10.4	171.2
花巻市大谷地6番4地先から7番1地先まで	旧	A 16.2～15.1	71.2
花巻市大谷地4番1地先から1番1地先まで	新	16.6～14.4	64.3
	旧	14.3～13.6	64.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 令和6年3月5日から同年4月5日まで